

〔資料紹介〕

東ドイツ(ドイツ民主共和国)、ポーランドにおけるドイツ現代史資料(2)

熊谷 一男

二 ドイツ中央文書館(メルゼンブルグ)

メルゼンブルグのドイツ中央文書館(以下 DZA II) 所蔵文書のカタログとしては、Zur Geschichte der Produktivkräfte und Produktionsverhältnisse in Preußen 1810—1933 Spezialinventar des Bestandes Preussisches Ministerium für Handel und Gewerbe Bd. 1. Teil 1, 5, Bd. 2. verarbeitet von Herbert Buck, Weimar 1968. をあげられる。これは戦後東ドイツで公開された DZA II 所蔵文書の恐らく唯一のカタログ(以下カタログC)とごえよう。

(119) 資料紹介

このカタログCは、プロイセン商工業省所蔵文書の目録であり、DZA II には、尚他のプロイセン官公庁の文書が収録されている。それらのカタログは当所で見ることが出来る。一例をあげると、商務省 Handelsministerium の鉱山部門 (Rep. 121.) のカタログは、次の六章からなる。

- A、一般行政事項
- B、監督及び警察事項
- C、租税事項
- D、鉱山の許可及び奨励、国民経済事項
- E、国営企業一般事項
- F、同 特殊事項

これら各章の下に、収録されている関係文書の目録が、記載されている。これら文書は、戦争によって部分的に紛失しているばかりではなく、一部はターレム(西ベルリン)の文書館に一部は西ドイツの連邦文書館(コフレンツ)に在る。DZA II に保管されている文書の目録には、青鉛筆でしるしがつけられている。

したがってカタログCと並んで、他の官公庁所蔵文書のカタログの公刊がまたれる。だが DZA II は、次のカタログに収録されている文書を所有している。尤もその一部は紛失し、一部は、やはり西ベルリンとコフレンツに保管されている。

A' Übersicht über die Bestände des Geheimen Staatsarchiv zu Berlin-Dahlem, I. Hauptabteilung von E. Müller und E. Posner, Mitteilungen der Preussischen Archivverwaltung Heft 24, II—IX. Hauptabteilung von H. O. Meisner und G. Winter, Mitteilungen der Preussischen Archivverwaltung Heft 25.

このうち「三」「外務省」は、一八七〇年までの文書を包括している。外交の主体がプロイセンから帝国へ移ったからであ

ることというまでもない。又四、「プロイセン陸軍文書館」の文書は、凡て紛失した。

B. Übersicht über die Bestände des Brandenburg-Preussischen Hausarchivs zu Berlin-Charlottenburg. Mitteilungen der Preussischen Archiv-Verwaltung. Heft 27. Leipzig 1936

DZA II、所蔵文書のマイクロ・フィルムは、DZA Iの場合と同様にして、入手しうる。現地発注でない場合には、カタログ収録文書に、したがってプロイセン商工省所蔵文書に限定されることもよりである。

三 オーバー・シュレージエンの文書館

オーバー・シュレージエンの大貴族にかんする文書を所有しているカトヴィッツ Katowitz 国立文書館、及びその管理下におかれているグライヴィッツ Gleiwitz、ボイテン Beuthen、プレッス Pless 分館をとりあげ、それらの所蔵文書の概略を示したいと思う。

I カトヴィッツ国立文書館

ここには、ギーシュ Giesch、ホーエンローエ Hohenlohe 両大貴族の文書が収録されている。そのカタログは、カード箱に分類して収められたカードによって示され、印刷、製本されていない。ギーシュ株式会社とホーエンローエ製作株式会社との年度別営業報告書、統計、土地取得状況、賃金状況、労働者案件など以外に、オーバー・シュレージエン石炭協定、同シンジ

ケートの文書がみられる。

因みにホーエンローエ文書のカタログの分類を次に示そう。

ホーエンローエ伯鉱山・製鉄業管理所、第一―三三三巻、資産の法的事項、第三八四―七二八巻

協定、第七二九―七九八巻

訴訟、第七九九―九三四巻

鉱山、煉瓦製造所、採砂場、採石場、第九三五―九九〇巻

運動、鉱山の害、労働の安全、第九九一―一二六三巻

財政、租税報告、訂正、第一四一―一五六〇巻

商取引事項、第一五六―一五六八巻

管理事項、第一五六―一五六八巻

賃金及び保険事項、第一五九―一六八九巻

電気、ガス、水の供給、土地の排水、第一六九―一八〇八巻

運送事項、鉄道協定、第一八〇―一八八四巻

教区事項、第一八八―一八九七巻

教会及び学校事項、第一八九―一九〇六巻

役員名簿、第一九〇―一九八六巻

雑、第一九八―二八四二巻

カトヴィッツ国立文書館では、スヴィーエントホロヴィッツ Sventocholowitz 分館が所蔵している、ガイド・ヘンケル・ドネルスマルク Guido Henckel von Donnersmarck 伯鉱山製鉄所管理部と、ドネルスマルク侯総管理部との文書をとりよせて閲覧しうる。そのカタログは、タイプ印刷され

ていて、当所で見ることができるとくにその年度別事業報告書には、グイドー・ヘンケル・ドンネルスマルクの事業活動を知る上で興味深い資料が含まれている。

II、グライヴィッツ分館

ここには、パレストレーム Ballestrera 伯の財産管理部（一八〇一—一九四五年）の文書—パレストレーム家の財産目録など、及びシャフゴツチュ Schafgotsch 伯製作所有責任会社（一八〇一—一九四五年）の文書—同所の貸借対照書、年次別事業報告書などが所蔵されている。それ以外にも、他のグライヴィッツ所在企業の文書がみられる。合同オーバー・シュレーゲン株式会社（一八四〇—一九四五年）、在ツァアルツェ王立鉱山管理部（一八二九—一九二八年）、グライヴィッツ鉱山など。当分館には、タイプ印刷されたカタログが備えつけられている。

一言断わっておくと、シャフゴツチュ伯製作所有責任会社の文書は、一部未整理分を含めて、スヴィーエントホロヴィッツ分館から、本年度中に、当館に移管されることになっている。したがって厳密には、それは、当分館所蔵文書とはなく、所蔵予定文書というべきであろう。すでに当所にある、そのカタログの一例を示すと、シュレーゲン銀行連合との取引業務（第一四一九—一四四三巻）、会計、帳簿、訂正、一八五三—一九三三年（第一三五三—一四一五巻）、オーバー・シュレーゲン石炭協定（第一七九五—一八〇五巻）、オーバー・シュレーゲン石炭シンジケート、一八三五—一九三五年（第一六四—一八七〇巻）など。

因みに、当館のカタログも、カード箱に収められているとどまり、製本されていない。

III、ボイテン分館

ここには、ティール・ヴィンクラール Tiele-Winkler 家の文書が、所蔵されている（一七九七—一九二五年）。未整理の分を残しているが、カードは次のように大別して分類され、カード箱に収められているにとどまり、印刷されていない。

- 一、同家族文書、一八二三—一八七七年、第一—七巻。
 - 二、設立関係文書、一八九〇—一八九四年、第八—十二巻、世襲財産。
 - 三、全資産の状況にかんする文書、一八三九—一八九七年、第十三—二十三巻。
 - 四、土地所有にかんする文書、一七九七—一九二五年、第二十四—三十五巻。
 - 五、鉱山、製錬所にかんする文書、一八二六—一九二二年、第三十六—五十五巻。
- 文書類が、この分類に当たって、区分けされている。一例を示すと、このカタログ一には、一八五八年度会計報告書（第二巻）、フランツ・フォン・ヴィンクラール氏（カトヴィッツ）の会計報告書一八三九—四〇年度（第十三巻）、ティール・ヴィンクラール総管理所（カトヴィッツ）の主要会計報告書一八六—七年度（第十七巻）、所有状態報告書一八八七—八八年度（第二十巻）、カトヴィッツ鉱山・製鉄企業事業報告書一八九六—一九〇〇年（第四十四巻）、ティール・ヴィンクラール伯工

業管理所所蔵文書、シュレージエン銀行連合のポイテン(オーバー・シュレージエン)支店の書簡類、一九〇二年(第五十三卷)など。

IV、プレッス分館

ここには、プレッス侯中央管理所所蔵文書が収録されている。カタログ約四万は、カード箱に分類されて収められている。その一例を示そう。

III—797—III—796 事業報告書、一八七八—一九三七年。

III—200 地方長官への報道、一九〇二—一九一六年。

III—279 ヴァルデンブルク総管理所の報告書、一九二九—一九三〇年。

IV—327—IV—337 プレッス家資産報告、一八九七—一九二七年。

IV—332 プレッス侯全土地所有状況、一九三〇年二月三日現在。

IV—333 オーバー・シュレージエンにおけるプレッス侯諸

経営の資産状態、一九三一年五月九月。

IV—335 プレッス侯爵領の世襲財産目録、一八四一—一八

五六年。

IV—338 プレッス侯中央管理所文書、世襲財産再興資金—財産目録、一八七九年。

カトヴィッツ国立文書館及びその分館所蔵文書のマイクロフィルムを入手することは、可能である。その場合には、必要文書を指定して、ワルシャワの国立文書館のセンターから許可

をえなければならぬから、ある程度時間を要することを覚悟せねばならないようだ。

文書類に共通していることであるが、利用者を大いに苦しめるのは、これら文書の半ばは、ナマの原稿 *Handschrift* だという点である。

とくに前述のドンネルスマルク家の文書は、やや粗悪な紙に毛筆で書かれたもので、判読はきわめて困難な作業である。

x x

本稿では、東ドイツとポーランドのいくつかの文書館所蔵文書的一端を示した。それは文字通り一端でしかない。これら文書館以外に、筆者が知る限りでも、興味深い資料を所蔵している図書館や、研究機関の資料室が、多く指摘されねばならない。ドイツ歴史博物館附属図書室が所蔵している *Presearchiv* (旧帝国農業者同盟所有) や、ドイツ社会主義統一党附属マルクス・エンゲルス・レーニン研究所の文書館は、看過しえないものであって、筆者は別の機会にふれたいと思う。この粗末な小稿が、東ドイツ及びポーランドにおけるドイツ現代史資料の利用のために、いささかでも貢献できれば幸いである。

(1) ポーランドにおける文書館の概況については、ごく簡略なものであるけれども、*Archiwa Państwowe informator Warszawa 1968* 参照。

(一九七〇・五・一五) (明治大学助教授)